

## 平成 25 年度 財政的援助団体等監査の結果について（概要版）

### 1 事項

平成 25 年度財政的援助団体等監査の結果について

### 2 監査の概要

- (1) 監査根拠：地方自治法第 199 条第 7 項
- (2) 監査実施団体数：30 団体（一覧は 12、13 頁参照）
- (3) 監査実施期間：平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月まで
- (4) 監査実施団体

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	9	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6	26
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	15	220
計		30	277

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数 220 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

#### (5) 監査の対象範囲

平成 24 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

#### (6) 監査の着眼点

- ・ 出資（出捐）団体については、財務諸表が適正に作成されているか、会計事務は適正に処理されているか、出資目的に沿って事業が運営されているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理は契約の目的に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務は適正に行われているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 補助金等交付団体については、補助金、交付金及び貸付金等の対象経費が適正に執行されているか、補助金等が目的外に使用されていないかなどに着眼して実施しました。

### 3 監査結果の概要

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

#### (1) 出資（出捐）団体

重大な過失は認められませんでしたでしたが、財務諸表において、収益や費用を発生した事業年度に計上していないなど、改善を要する事例が見受けられました。

#### (2) 公の施設管理団体

重大な過失は認められませんでしたでしたが、成果目標の未達成など、改善を要する事例が見受けられました。

#### (3) 補助金等交付団体

補助金の返還に係る事案は認められませんでしたでしたが、所管部局において、交付申請書の提出期限や申請の取下げ期限が交付要領等で定められていないなど、改善を要する事例が見受けられました。

#### 【種類別の意見数一覧】

項 目	事業の執行に関すること	会計事務等に関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に対する意見	13 件	32 件	(7 件)	45 件
所管部局に対する意見	11 件	46 件	(26 件)	57 件

なお、主な意見とその対象団体等については、次のとおりです。

#### <共通意見>

以下のとおり、改善を要する事項が複数の団体及び所管部局で見受けられたので、所管部局においては、適切な措置を講じるとともに、当該団体に対して指導・助言等を行われたい。

また、監査の対象とならなかった団体に対しても、今回の監査結果をふまえ、指導・助言等に努められたい。

なお、各種書類の提出遅延や記載誤り等、事前にチェックを十分に行えば防止できたと思われる事案が今回も多数見受けられたので、所管部局においては、事務処理等のチェック機能を再点検するとともに、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

#### 事業の執行に関すること

◎ 公の施設管理において成果目標を設定して業務を行っているが、未達成の項目について目標達成に努められたい。

〔 三重県厚生事業団、三重こどもわかもの育成財団、三重県聴覚障害者協会、  
スコルチャ三重、地域医療振興協会 〕

※ なお、目標数値については、全ての公の施設管理団体において、施設の設置目的や利用・運営の実態等に合わせて、所管部局とその妥当性を適宜検討したうえで、必要に応じて見直されたい。

#### 会計事務等に関すること

◎ 公の施設管理における年度協定書の成果目標値について、記載誤りが散見されたので、適正な内容で協定を締結されたい。

〔 健康福祉部（三重こどもわかもの育成財団、三重県聴覚障害者協会）、  
環境生活部（三重県交通安全協会） 〕

◎ 公の施設管理における業務計画書や事業報告書について、期限内に提出されていないものがあつたので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 三重こどもわかもの育成財団、三重県下水道公社、アクティオ、  
三重県交通安全協会、三重県自然環境保全センター 〕

◎ 正味財産増減計算書等の財務諸表において、収益や費用を発生した事業年度に計上していないものがあつたので、適正な時期に計上されたい。

〔 三重県国際交流財団、三重県農林水産支援センター、三重県下水道公社 〕

#### 補助金等事務に関すること

◎ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあるので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部 〕

◎ 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

〔 健康福祉部、環境生活部 〕

※ その他、補助事業が目的に沿って実施され、効果を発揮しているか否かについて検証するよう努められたい。

また、事務の簡素化の観点から、必要に応じて補助金等交付要綱・要領等の改正など、事務手続の見直しを検討されたい。

(例)

- ・ 同一団体から複数の交付申請を提出させる場合の提出書類等の共通化
- ・ 補助事業等状況報告書の提出回数
- ・ 補助事業の内容等に係る変更申請が不要となる軽微な変更の範囲の明文化

#### 4 団体別意見の例

##### 出資（出捐）団体

##### 【地方独立行政法人三重県立総合医療センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：1,099,272,714円（県出資比率：100.0%）
補助金	①小児・周産期医療提供事業費補助金：10,298,000円 ----- 周産期母子医療センターの運営に要する経費を補助する。（補助率 1/3）
	②小児・周産期医療施設設備整備事業補助金：19,687,000円 ----- 周産期母子医療センターのNICU（新生児集中治療室）として必要な医療機器等の購入に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
負担金	③地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金： 1,711,614,000円 ----- 救急医療の確保に要する経費や高度医療に要する経費など、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない政策医療の実施に要する経費を負担する。（補助率 定額）
貸付金	④病院整備事業貸付金：628,800,000円 ----- 周産期母子医療センター整備工事等の財源としての貸付。
	⑤医療機器整備事業貸付金：356,000,000円 ----- 診療機能の充実と医療水準の向上を図るための医療機器の新規購入及び更新の財源としての貸付。

※ 政策医療：政策として実施する医療のことで、民間病院に任せるだけでは不十分と考えられる高度医療、先進的医療、特殊医療、へき地医療という分野に特化した医療。

##### [監査結果及び意見]

(1) 団体は、知事が定めた5年間の中期目標を達成するための中期計画及び毎事業年度の年度計画を定めて業務を運営しているところであり、概ね中期計画どおりに進んでいると認められるが、平成24年度年度計画で定めた指標のうち、患者満足度など目標未達成の項目も見受けられる。引き続き、中期目標に定められた政策医療等を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化を図るため、中期計画及び年度計画で定めた目標が達成できるよう努められたい。

また、病院の自主性・自立性の向上や意思決定の迅速化及び病院運営の柔軟化など法人化のメリットを最大限生かすことにより、引き続き医療サービスの充実や財務体質の安定化に努められたい。

(2) 医業収益に係る過年度の収入未済額が平成24年度末現在64,697,557円(対前年度比74.1%)あり、前年度と比べて22,605,656円減少しているものの、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○実績報告書に必要な書類の一部が添付されていなかった。①

#### [所管部局に対する意見]

- (1) 団体の業務実績については、地方独立行政法人法に基づき、知事の附属機関として設置された地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会において毎年度評価を受け、必要に応じて改善勧告が行われることとなっている。

平成24年度の業務実績に対して評価委員会は「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価しているところであるが、引き続き達成に向けた取組への支援を行われたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

- (3) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。①

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

- (4) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。①、②

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

- (5) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

## 【公益財団法人三重県国際交流財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：373,350,069円（県出資比率：72.8%）

### 【監査結果及び意見】

(1) 中期計画（平成24年度から概ね5年間）において、基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標が設定されている。

しかしながら、平成24年度の実績が目標ごとに整理して把握されていなかったため、今後は各年度において、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことにより、5年後の目標達成に向けて取り組まれない。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○一部の収益及び費用について、発生した事業年度において計上されていなかった。

### 【所管部局に対する意見】

(1) 団体において、中期計画の基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標について、目標ごとに整理して把握されていなかったため、今後は各年度において、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことにより、5年後の目標達成に向けて取り組むよう、指導・助言等を行われたい。

（所管課名：環境生活部 多文化共生課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 多文化共生課）

## 【三重県土地開発公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：5,200,000円（県出資比率：100.0%）
貸付金	①三重県県土整備部公共事業用地等先行取得資金貸付金： 2,000,000,000円 県が施工する道路等の事業用地の先行取得や支障物件の移転補償を行う財源としての貸付。
	②三重県土地開発基金（ニューファクトリーひさい工業団地）： 600,000,000円 津市（旧久居市）戸木町・森町地内の工業団地造成整備に係る用地費及び補償費の財源としての貸付。
	③三重県土地開発基金（国道1号桑名東部拡幅）：68,304,000円 一般国道1号桑名東部拡幅事業（国直轄道路事業）用地の先行取得に係る用地費及び補償費の財源としての貸付。

## 【監査結果及び意見】

- (1) 用地取得業務については、平成24年度は総事業費の約4割を代行買取制度により実施しているところであるが、将来的な用地取得業務の全面受託に向けて、引き続き人材育成や効率的な組織体制の整備等に取り組まれない。

※ 代行買取制度：「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、土地開発公社が県に代わり、用地調査や地権者との用地交渉、売買契約、支払業務等、一連の用地取得業務を行う制度。  
平成10年度から行われている一部委託では、用地交渉が主な業務となっているが、代行買取制度では、土地収用法に係る業務、事業損失に係る業務、借地契約、過年度未登記など、県でしか行うことができない業務以外の一連の用地取得業務を行うものである。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められない。

項 目	内 容
財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

## 【所管部局に対する意見】

- (1) 用地取得業務については、団体への将来的な全面委託に向けた取組が進められているところであるが、県及び団体における効率的な組織体制の整備など、全面委託への課題解決に向けて、引き続き団体と連携して取り組まれない。

（所管課名：県土整備部 公共用地課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 公共用地課)

## 公の施設管理団体

### 【一般財団法人三重県交通安全協会】

財政的援助等の内容	
公の施設 管 理	施設名：三重県交通安全研修センター ----- 平成 24 年度指定管理料：41,968,000 円

### [監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
年度協定書等の 成果目標値	○基本協定書及び年度協定書の成果目標について、誤った数値を記載していた。
事業報告書等	○基本協定書に定める事業報告書について、成果目標に係る目標値、実績値及び達成率等を誤って記載していた。 ○基本協定書に定める事業報告書及び評価・報告書について、期限内に提出されていなかった。

### [所管部局に対する意見]

- (1) 基本協定書及び年度協定書の成果目標について、誤った数値を記載していたので、今後は、指標の内容を含め正確に目標・数値を設定し、適正な内容であることを十分に確認したうえで、協定を締結されたい。

(所管課名：環境生活部 交通安全・消費生活課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 交通安全・消費生活課)

【公益社団法人地域医療振興協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立志摩病院
	平成 24 年度指定管理料（政策的医療交付金）：450,247,000 円
交付金	①政策的医療交付金：450,247,000 円 政策医療を実施するための経費を交付する。 (補助率 定額)
	②経営基盤強化交付金：541,343,000 円 効率的な運営を行ってもなお、経常損失が生じる場合に指定管理者の経営基盤を強化するための経費を交付する。 (補助率 定額)
	③給与の特例措置交付金：111,745,019 円 指定管理者制度への移行に際し、職員を確保するための現給保障に要する経費を交付する。 (補助率 定額)

※ 政策医療：政策として実施する医療のことで、民間病院に任せるだけでは不十分と考えられる高度医療、先進的医療、特殊医療、へき地医療という分野に特化した医療。

【監査結果及び意見】

- 平成 24 年度から指定管理者として運営を行っており、指定管理者制度移行前に比べ、入院機能、小児医療及び救急医療などにおいて診療体制の改善が認められる。  
しかしながら、平成 24 年度において 1 日平均外来患者数等については成果目標を達成したものの、延べ外来患者数等については目標を下回っているため、さらなる診療体制の充実を図ることなどにより、引き続き目標達成に向けた取組に努められたい。
- 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	○規程で定める職員研修及び監査が実施されていなかった。

【所管部局に対する意見】

- 志摩病院が、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、団体と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。  
(所管課名：病院事業庁 県立病院課)
- 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
(所管課名：病院事業庁 県立病院課)
- 基本協定書において、県の債権である過年度未収金の納入方法等を別に定める旨規定しているが、定められていないので、基本協定書に従い定められたい。  
(所管課名：病院事業庁 県立病院課)

## 補助金等交付団体

### 【伊賀市鳥獣害対策協議会】

財政的援助等の内容	
補助金	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 H23 繰越分： 54,888,000 円 H24 現年分： 245,617,000 円
	鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために要する経費を補助する。 (補助率 1/2、定額)

### [監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
経理事務	○団体の会計処理規程に定められている出納閉鎖後に、収入・支出事務が行われているものがあった。
補助金等事務	○交付申請書や補助事業等状況報告書などの提出書類に、金額や交付決定日等の記載誤りがあった。

### [所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

- (2) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

- (3) 補助事業等状況報告書の提出期限について、国への提出期限をふまえて見直されたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

- (4) 変更交付決定の交付決定日や文書番号に記載誤りがあったので、適正な事務処理に努められたい。

(所管課名：農林水産部 獣害対策課)

<監査実施団体一覧>

【出資（出捐）団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	四日市市	健康福祉部
2	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市	健康福祉部
3	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	松阪市	健康福祉部
4	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	環境生活部
5	公益財団法人三重県国際交流財団	津市	環境生活部
6	公益財団法人三重県農林水産支援センター	松阪市	農林水産部
7	三重県土地開発公社	津市	県土整備部
8	三重県道路公社	津市	県土整備部
9	公益財団法人三重県下水道公社	松阪市	県土整備部

【公の施設管理団体】

No	団 体 名	施設の 所在地	所管部局
1	社団法人三重県聴覚障害者協会	津市	健康福祉部
2	アクティオ株式会社	四日市市	環境生活部
3	一般財団法人三重県交通安全協会	津市	環境生活部
4	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター	菰野町	農林水産部
5	株式会社スコルチャ三重	伊勢市	雇用経済部
6	公益社団法人地域医療振興協会	志摩市	病院事業庁

【補助金等交付団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	社会福祉法人邦栄会	伊勢市	健康福祉部
2	一般社団法人桑名医師会	桑名市	健康福祉部
3	社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院	明和町	健康福祉部
4	社会福祉法人里山学院	津市	健康福祉部
5	学校法人享栄学園	名古屋市	環境生活部
6	学校法人高田学苑	津市	環境生活部 健康福祉部
7	三重県農業会議	津市	農林水産部
8	伊賀市農業再生協議会	伊賀市	農林水産部
9	伊賀市鳥獣害対策協議会	伊賀市	農林水産部
10	宮川森林組合	大台町	農林水産部
11	三重県職業能力開発協会	津市	雇用経済部
12	三交不動産株式会社	津市	雇用経済部
13	キクカワエンタープライズ株式会社	伊勢市	雇用経済部
14	公益財団法人諸戸財団	桑名市	教育委員会
15	「美し国おこし・三重」実行委員会	津市	地域連携部